

令和3年松前町告示第18号

農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により（松前地域の農業の振興に関する計画（令和2年3月松前町告示第13号）の一部を変更する計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、本町に住所を有する者は、変更計画案に対し、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和3年3月26日

松前町長 岡本 靖

1 松前地域の農業の振興に関する変更計画案の縦覧期間

令和3年3月26日から同年4月26日（注：告示年月日の翌日から起算して30日目の日。なお、最終日が休日である場合は、その翌日）まで

2 松前地域の農業の振興に関する変更計画案の縦覧場所及び意見書の提出先

松前町役場 産業建設部 産業課 伊予郡松前町大字筒井631番地

3 意見提出に当たっての留意事項

- (1) 縦覧期間を過ぎて意見書を提出することはできない。
- (2) 意見の提出は、書面によること。